

八戸市こども計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、本市がこども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく「八戸市こども計画」の策定業務委託の履行に最も適した事業者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 事業の目的

本市では、令和6年度に、こども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための「第3期八戸市次世代育成支援行動計画 前期計画」を策定しているが、令和7年度は、当計画に若者支援などを加えた「八戸市こども計画」を策定することとしている。

本業務では、市内のかども・若者を取り巻く実態を把握するためのアンケートを実施し、国のかども大綱や各種指針、青森県こども計画を踏まえながら、当市のこども・若者支援の現状とニーズを分析し、その結果を基に、「八戸市こども計画」を策定し、本市のかども施策の充実を図ることを目的とする。

(2) 委託業務名

八戸市こども計画策定支援業務委託

(3) 業務内容

別紙「八戸市こども計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 見積上限額

年額 10,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

2 参加資格

当プロポーザルに参加するための資格は次のとおりであり、参加を希望する場合はそのすべてを満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 他の自治体等において同種の業務実績を有する者であること。

3 事業者選定までのスケジュール（予定）

内容	日程等
公募開始 実施要領等をホームページに掲載	令和7年4月 7日（月）
質問書提出期限	令和7年4月 15日（火）午後5時
質問に対する回答	令和7年4月 18日（金）
参加申込書提出期限	令和7年4月 24日（木）午後5時
企画提案書提出期限	令和7年5月 2日（金）午後5時
選考員による審査	令和7年5月 16日（金）まで
選定結果通知・公表	令和7年5月 20日（火）
契約締結	令和7年5月下旬

4 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年4月 15日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 八戸市ホームページに掲載している「質問書」（様式第1号）をダウンロードし、電子メールで下記アドレスに送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。
【Eメールアドレス】kodomo@city.hachinohe.aomori.jp
- (3) 回答方法 令和7年4月 18日（金）までに電子メールにて全質問を一括回答するとともに、八戸市ホームページに掲載します。電話での回答は行わないものとし、質問書を提出した事業者名は非公表とする。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年4月 24日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類 参加申込書（様式第2号）
- (3) 提出方法 電子メール、郵送又は持参により提出すること。
※電子メール、郵送の場合は、提出後に必ず下記提出先に確認の電話連絡をすること。
- (4) 提出先 八戸市こども健康部こども未来課（5ページ目の「13 担当部署（問合せ先）」参照）に提出すること。

6 参加辞退

参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式第3号）を提出すること。

なお、企画提案書の提出期限（令和7年5月 2日（金））を経過しても応募書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなすこととする。

7 企画提案書の提出

企画提案書を提出する事業者は、次のとおり提出すること。提案は、1社につき1案とする。

(1) 提出方法

- ① 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出部数 正本1部、副本6部の計7部を提出すること。
- ③ 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便による郵送により提出すること。
- ④ 提出先 八戸市こども健康部こども未来課（5ページ目の「13 担当部署（問合せ先）」参照）に提出すること。
- ⑤ 追加及び変更 提出後の書類の差替（追加及び変更等）は提出期限までの間に限り認める。

(2) 企画提案書の構成

八戸市こども計画策定支援業務委託仕様書を踏まえ、次のとおり作成する。

	書類名	記載事項等	様式等
1	企画提案書等提出届	別紙のとおり	4号
2	業務実績の概要	過去に本業務と同種又は類似業務の実績を示すこと。	任意
3	本業務の実施体制	本業務を実施するうえでの管理責任体制、業務実施体制などについて、各担当者の資格や実績等も含めて記載すること。	任意
4	提案内容	<p>ア) 仕様書に示す業務内容ごとの業務の進め方、実施内容、実施手法の技術的な提案</p> <p>イ) 社会情勢を踏まえながら国のことども大綱やその他関係法令、青森県こども計画のほか、八戸市の他の計画等を勘案した提案</p> <p>ウ) 調査結果の集積・分析方法について、効果的な解析と計画策定への効果的な活用が望める提案</p> <p>エ) 専門的知識がない者でもわかりやすい計画書にするための提案</p> <p>オ) その他独自の提案</p>	任意
5	見積書	<p>仕様書を基に見積額を積算し、次の点に留意すること。</p> <p>ア) 必要経費について業務内容及び人件費等の積算根拠（内訳等）がわかるように見積金額とその内訳書を記載すること。</p> <p>イ) 消費税等の税抜額、税込額の両方を記載すること。</p>	任意
6	誓約書		5号
7	法人概要書		6号
8	商業・法人登記簿謄本 又は登記事項証明書	写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの。	任意
9	法人の定款又は寄附行為等	写し可。最新のもの。	任意
10	納税証明書	写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの。	任意

	<p>ア) 国税：国税の未納がないことの証明書 (国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3) (法人格のない団体については、団体の代表者の所得税)</p> <p>イ) 市税：市税の滞納がないことの証明書 (法人格のない団体については、団体の代表者の市民税、国民健康保険税)</p> <p>※納税義務のない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）を提出すること。</p> <p>※法人税等が減免によって0円となっている場合も当該証明書を提出すること。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(3) 企画提案書作成時の注意事項

- ① 書類は、A4版(縦・横問わず)で作成する。ただし、資料の作成上A3版とした方が確認しやすい場合は、A3版の利用を認める。並びは1から10の順とすること。
- ② 専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

8 選考方法

八戸市に八戸市こども計画策定支援業務委託事業者選考会（以下「選考会」）を設置し、審査を行う。

審査方法は、書類審査により行う。提出された応募書類等の内容について、選考会の選考員が、審査基準に基づき、選考員ごとに審査を行い、評価点数が最高点の事業者を契約の相手方の候補者として決定する。ただし、得点率が5割未満の場合は選定しないものとする。

また、本プロポーザルに参加する事業者が1者のみであった場合においても、審査を実施するものとする。

審査結果が同点となった場合には、審査項目の「3」の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

9 選考結果の発表及び公表

選考結果は、全ての参加事業者に対して書面により通知する。また、選考結果の概要を八戸市ホームページに掲載することとする。なお、選考結果に関する質問には一切応じない。

10 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合
- (6) 契約締結までに、国または地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

11 契約手続

- (1) 選考された受託候補者と委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。
なお、受託候補者と協議をした結果、選定事業者が辞退した場合又は協議が不調となつた場合は、次点の事業者を新たな受託候補者として協議を行う。
- (2) 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書選考結果通知までにヒアリングを行う場合がある。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取り扱う。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

13 担当部署（問合せ先）

八戸市こども健康部こども未来課 企画グループ (担当：佐々木)

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 (市庁別館2階)

電話 0178-43-2167 (直通)

FAX 0178-43-2144

Eメールアドレス kodomo@city.hachinohe.aomori.jp